

兵庫県公報

平成23年6月3日 金曜日 第2291号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課）	7
○ 情報公開条例の運用状況（同）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 貸金業者の業務停止処分（中播磨県民局）	11
○ 同 上（同）	11
○ 入札公告（県立大学）	12
○ 同 上（同）	14
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	16

告 示

兵庫県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 西脇市西脇土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 本 昌 弘	西脇市大野344番地
同	笹 倉 敬 三	同 市寺内75番地
同	徳 岡 敏 明	同 市嶋14番地
同	高 岡 利 幸	同 市上戸田59番地の2
同	高 岡 吉 和	同 市津万241番地
同	藤 井 豊 和	同 市嶋173番地
同	稲 垣 孝嗣郎	同 市大垣内358番地
同	笹 倉 良 一	同 市寺内110番地
同	藤 原 邦 夫	同 市西嶋145番地
同	藤 岡 幹 生	同 市蒲江5番地の6
同	西 山 寛	同 市坂本224番地
同	岸 本 光 義	同 市大野539番地の62の1
監 事	宮 永 貞 夫	同 市津万228番地
同	竹 内 利 勝	同 市嶋512番地の4
同	藤 原 愛 史	同 市坂本310番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	笹 倉 敬 三	西脇市寺内75番地
同	木 戸 日出雄	同 市寺内436番地
同	徳 岡 敏 明	同 市嶋14番地
同	吉 田 佳 幸	同 市上戸田97番地
同	高 岡 吉 和	同 市津万241番地
同	藤 井 豊 和	同 市嶋173番地
同	小 澤 清 司	同 市大垣内337番地
同	松 本 勝 彦	同 市寺内403番地の1
同	片 岡 徹	同 市西嶋135番地
同	藤 井 高 志	同 市蒲江359番地
同	前 田 幸 之	同 市坂本338番地
同	前 田 正	同 市大野471番地
監 事	岸 本 光 義	同 市大野539番地の62の1
同	藤 岡 幹 生	同 市蒲江5番地の6
同	高 岡 利 幸	同 市上戸田59番地の2

2 上八木土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 江 信 明	南あわじ市八木養宜上618番地
同	出 口 平	同 市八木養宜上447番地2
同	門 田 規 秀	同 市八木養宜上454番地1
同	山 本 好 宏	同 市八木養宜上373番地
同	柏 木 淳 浩	同 市八木養宜上274番地
同	柏 木 繁治郎	同 市八木養宜上293番地3
同	柏 木 英 之	同 市八木養宜上120番地
同	前 田 幸 久	同 市八木養宜上220番地1
同	柏 木 千佳代	同 市八木養宜上195番地
同	前 野 拓 也	同 市八木養宜上1514番地
同	細 川 知 大	同 市八木養宜中347番地
同	宮 崎 一 三	同 市八木養宜上1029番地19
同	前 川 太 一	同 市八木養宜上1114番地8
同	片 井 為 雄	同 市八木徳野116番地
同	堀 川 順 史	同 市八木野原312番地
監 事	細 川 協 大	同 市八木養宜上1549番地
同	柏 木 茂 和	同 市八木養宜上196番地
同	出 口 智 康	同 市八木養宜上439番地1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 江 恵 康	南あわじ市八木養宜上616番地
同	喜 田 利 明	同 市八木養宜上437番地
同	坂 本 安 弘	同 市八木養宜上457番地
同	森 健太郎	同 市八木養宜上377番地
同	柏 木 剛	同 市八木養宜上394番地
同	林 学 志	同 市八木養宜上279番地
同	柏 木 宏 之	同 市八木養宜上121番地2
同	柏 木 千 生	同 市八木養宜上212番地
同	柏 木 洋	同 市八木養宜上227番地
同	細 川 和 代	同 市八木養宜上1576番地
同	細 川 年 二	同 市八木養宜上334番地1

同	宮 崎 純 直	同	市八木養宜上1048番地 1
同	前 川 太 一	同	市八木養宜上1114番地 8
同	堀 川 博 久	同	市八木野原221番地
同	塚 本 千 章	同	市八木野原383番地 1
監 事	出 口 智 康	同	市八木養宜上439番地 1
同	柏 木 啓 伸	同	市八木養宜上334番地
同	柏 木 大 一 良	同	市八木養宜上230番地

3 野々池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	鷺 野 禎 男	加古郡稲美町草谷653番地の2
同	鷺 野 隆 夫	同 郡同 町草谷762番地の4
同	藤 田 高 明	同 郡同 町草谷925番地
同	鷺 野 松 雄	同 郡同 町草谷670番地
同	藤 本 善 政	同 郡同 町草谷712番地の3
同	鷺 野 博 明	同 郡同 町草谷692番地
同	宮 本 和 也	同 郡同 町野谷573番地の1
同	山 口 勉	同 郡同 町草谷309番地
同	辻 本 克	同 郡同 町草谷1146番地の20
監 事	井 澤 邑 夫	同 郡同 町野谷257番地
同	前 川 輝 美	同 郡同 町草谷257番地
同	藤 本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 正 幸	加古郡稲美町草谷732番地の1
同	鷺 野 博 明	同 郡同 町草谷692番地
同	鷺 野 松 雄	同 郡同 町草谷670番地
同	鷺 野 勲	同 郡同 町草谷676番地の3
同	藤 本 房 和	同 郡同 町草谷533番地
同	藤 本 善 政	同 郡同 町草谷712番地の3
同	鷺 野 良 民	同 郡同 町草谷320番地の1
同	魚 住 利 信	同 郡同 町草谷249番地
同	宮 本 和 也	同 郡同 町野谷573番地の1
監 事	井 澤 邑 夫	同 郡同 町野谷257番地
同	宮 本 宗 明	同 郡同 町草谷229番地の3
同	藤 本 義 昭	同 郡同 町草谷726番地



兵庫県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成23年6月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
蛸草土地改良区	平成23年5月18日
倉本土地改良区	同 月20日



兵庫県告示第621号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 島 田 哲 成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)			
能 力	基板 2.7kg/日	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3~6	3	8~10	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	40以下	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	11以下	11
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	1以下	1	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	2.4	3	1.6	2	

備考 汚水等は公共下水道に放流、又は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)	
基板 2kg/日		53m ³ /分		50m ³ /分		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
3～6	3	9～12	12	10～12	12	10～12	12
10以下	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
10以下	10	120以下	120	120以下	120	120以下	120
40以下	40	100以下	100	100以下	100	100以下	100
14以下	14	10以下	10	10以下	10	10以下	10
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1以下	1	1以下	1	1以下	1
1以下	1	1以下	1	1以下	1	1以下	1
0.3	0.4	0	0.5	1.9	2.4	1.9	2.4

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4) - 溶液 1		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4) - 溶液 2		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4) - 溶液 3		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)	
マグネシウム板材 30枚/日		同 左		同 左		No. 4 に使用した容器 5槽/月	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
8時30分～20時30分 12時間		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
13～14	14	12～13	13	11～12	12	11～14	14
5,000	20,000	—	—	—	—	2,000以下	2,000
110,000	110,000	—	—	—	—	110,000 以下	110,000
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
3,500	3,500	3,500	40,000	3,500	3,500	4,000以下	4,000
—	—	—	—	—	—	—	—
10以下	10	—	—	—	—	1 以下	1
0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014	0.009	0.036

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年6月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第622号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成23年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域
三田市すずかけ台三丁目1番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



兵庫県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫県国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間
平成23年 4 月 4 日から同月22日まで
- 3 作業地域
神戸市須磨区須磨本町



兵庫県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 6 月 3 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年 6 月 3 日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 相川下清水線	洲本市相川組字木場1番から 同 市相川組字平野175番まで	旧	6.0から 14.0まで	95.0	
	洲本市相川組字平野189番から 同 市相川組字平野175番まで	新	6.0から 29.0まで	72.0	起点 変更



兵庫県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成23年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23淡路位置 0003号	23. 5. 18	南あわじ市阿那賀字小磯1603番1の一部 同 市阿那賀字黒見1629番128、1629番 132及び1629番136の各一部	6.75	73.95

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成22年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年 6 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関名	件数	実施機関名	件数
知事	1,617	労働委員会	8
議会	18	収用委員会	5
教育委員会	159	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
選挙管理委員会	14	但馬海区漁業調整委員会	6
人事委員会	9	内水面漁場管理委員会	6
監査委員	7	公営企業管理者	39
公安委員会	6	病院事業管理者	20
警察本部長	192	合計	2,112

(2) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					口頭による個人情報の開示請求		不服申立て					
	請求 件数	処 理 状 況				開示対 象試験 等の数	請求 件数	申立 て件 数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ				却下	棄却	認容	審判中	取下げ
知事	103	85	13	4	1	29	421	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	93	72	12	9	0	6	12,298	4	0	0	0	4	0
選挙管理委員会	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	5	305	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
警察本部長	102	10	78	13	1	1	340	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	3,647	3,580	15	52	0	2	5	1	0	0	0	0	1
合計	3,950	3,752	118	78	2	43	13,369	6	0	0	0	5	1

- (3) 個人情報の訂正請求の状況
5件
- (4) 個人情報の利用停止請求の状況
1件
- 2 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 指導又は助言の状況
該当なし
 - (2) 説明又は資料提出の要求の状況
該当なし
 - (3) 勧告又は公表の状況
該当なし
 - (4) 苦情相談の状況
45件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成22年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年6月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					不服申立て					
	請求 件数	処 理 状 況				申立て 件 数	処 理 状 況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ		却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知 事	26,528	23,776	2,479	87	186	7	0	1	1	5	0
教 育 委 員 会	4,789	3,673	821	287	8	4	0	0	1	3	0
選挙管理委員会	283	30	241	12	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	58	38	18	2	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	24	1	22	1	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0
警 察 本 部 長	274	71	154	47	2	0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会	461	362	97	2	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	18	4	13	1	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	8	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	20	3	16	1	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	19	6	12	1	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	49	37	0	11	1	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	82	46	30	6	0	0	0	0	0	0	0
合 計	32,614	28,054	3,903	459	198	13	0	1	2	10	0

2 情報提供の状況

(件)

提 供 場 所	提供件数
県 民 情 報 セ ン タ ー	4,524
地 域 県 民 情 報 セ ン タ ー	8,409
合 計	12,933



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年6月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン猪名川ショッピングセンター
所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
三菱地所株式会社	木 村 恵 司	東京都千代田区大手前一丁目6番1号
株式会社竹中工務店	竹 中 統 一	大阪府中央区本町四丁目1番13号
相互住宅株式会社	杉 山 彰	東京都品川区西五反田二丁目8番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 相互住宅株式会社
代表者の氏名 林 哲治郎
住所 東京都品川区西五反田二丁目8番1号

イ 変更後

名称 相互住宅株式会社
代表者の氏名 杉 山 彰
住所 東京都品川区西五反田二丁目8番1号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 ジャスコ猪名川ショッピングセンター
住所 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

イ 変更後

名称 イオン猪名川ショッピングセンター
住所 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
イオン株式会社	岡 田 元 也	千葉県美浜区中瀬1-5-1
愛眼株式会社	下 條 千 一	大阪府天王寺区大道4-9-12
株式会社コジマ	小 島 紀一郎	東京都江東区亀戸3-60-21

外26者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
イオンリテール株式会社	村 井 正 平	千葉市美浜区中瀬 1-5-1
愛眼株式会社	佐 々 栄 治	大阪市天王寺区大道 4-9-12
株式会社キタムラ	北 村 正 志	高知市本町 4-1-16

外32者

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成21年6月22日
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成23年3月1日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成22年5月21日ほか

5 届出年月日

平成23年5月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成23年6月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成23年10月4日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



貸金業者の業務停止処分

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項第2号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年6月3日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 被処分者

商 号 イー・エル・シー・コーポレーション
 氏 名 児 島 幸 修
 登 録 番 号 兵庫県中播磨県民局長（2）第51325号
 営業所所在地 姫路市南町17番地1 大安ビル2階
 登 録 年 月 日 平成22年6月15日

2 処分年月日

平成23年5月20日

3 処分の内容

平成23年5月23日から同年7月6日までの45日間の業務の全部停止（ただし、弁済の受領等に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務、債権の保全行為に関する業務及び県民局長が必要と認める業務を除く。）



貸金業者の業務停止処分

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項第2号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年6月3日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 被処分者

商 号 WESTINTERNATIONAL株式会社

氏名 藪木良司
 登録番号 兵庫県中播磨県民局長(1)第51335号
 営業所所在地 姫路市市川台1丁目106番1 3F301号
 登録年月日 平成20年9月12日
 平成22年7月13日登記簿変更後
 商号 株式会社Zegnya
 氏名 児島幸修
 営業所所在地 姫路市城東町清水12番地9-404号

2 処分年月日

平成23年5月20日

3 処分の内容

平成23年5月23日から同年7月6日までの45日間の業務の全部停止(ただし、弁済の受領等に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務、債権の保全行為に関する業務及び県民局長が必要と認める業務を除く。)



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年6月3日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠見 清

1 調達内容

(1) 件名

走査型プローブ顕微鏡一式の導入

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年9月15日(木)

(4) 納入場所

姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路書写キャンパス 2号館3階

(5) 入札の方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒671-2280 姫路市書写2167

兵庫県立大学姫路書写キャンパス事務部総務課 担当 萩原

電話 (079) 266-1661

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成23年6月10日(金)午後2時30分 兵庫県立大学姫路書写キャンパス本館3階 大会議室

- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年6月3日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成23年7月14日（木）午後2時30分 兵庫県立大学姫路書写キャンパス本館3階 大会議室
- (5) 入札書の提出期限
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成23年7月13日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年7月12日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に要求される義務
この一般競争入札に参加を希望する者は、応札仕様書及び走査型プローブ顕微鏡一式の設置及びアフターサービスの実績を有することを証する書面を提出すること。
物品等の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年7月21日（木））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書の作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年7月12日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、応札仕様書及び小角X線構造解析装置一式の設置及びアフターサービスの実績を有することを証する書面を提出すること。

物品等の調達に当たっては、製造メーカーの認定する国内の正規代理店を通じて購入すること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年7月21日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

General Secretary Kiyoshi Kusumi, University of Hyogo

(2) Subject:

Introduction of the Small angle X-ray structure analysis system

(3) Implement period:

December 28, 2011

(4) Implement places:

Designated place

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 June 17, 2011

(6) Date for tender:

14:00 July 14, 2011

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Arima, General Affairs Division, Himeji Shosha Campus, University of Hyogo

2167, Shosha, Himeji, Hyogo 671-2280

TEL:+81-079-266-1661

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第336号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年6月3日

兵庫県公安委員会

委員長 下村 俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成23年9月10日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成23年6月10日（金）から同年8月26日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあっては、住所地を疎明する書面

(8) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあっては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3046